

公 示

2016年4月22日

組 合 員 各 位

生活サポート生活協同組合・東京
理事長 亀山 裕江



第 10 回 通 常 総 会 開 催 通 知

第5回定例理事会（2月4日開催）および第6回定例理事会（4月21日開催）において、定款第60条（通常総会の招集）、第63条（総会の招集手続）及び第66条（総会の議決事項）に基づき、第10回通常総会を開催することを下記の通り決定しましたので、ここにご通知申し上げます。

記

1. 開催日時

2016年5月28日（土） 午後3時00分より午後5時00分（予定）

2. 開催場所

パルシステム 東新宿本部2階 第2会議室（東京都新宿区大久保2-2-6 ラクアス東新宿）

3. 議 案

第1号議案 2015年度事業報告、決算報告および剰余金処分案承認の件

監査報告

第2号議案 2016年度事業計画および予算決定の件

第3号議案 役員補充選任の件

第4号議案 役員報酬決定の件

4. 書面議決書の取り扱い

- (1) やむを得ず欠席をされる組合員は、書面議決書もしくは委任状を総会の開会までにあらかじめ生活サポート生活協同組合・東京第10回通常総会事務局にご提出願います。
- (2) 書面議決書をご使用の場合は、必ず組合員名の氏名を署名または記名押印してください。
- (3) 書面議決書の提出期限は、総会の開会までとします。
- (4) 書面議決書に賛否の表示がない場合は、保留とします。
- (5) 書面議決書が重複して出された場合は、最後に提出された書面議決書を有効なものとして取り扱います。
- (6) 書面議決書を提出した本人が出席した場合、書面議決書を無効とします。
- (7) 当日途中で退場する場合は、必ず書面議決書の提出をお願いします。

5. 代理人の議決権行使に関する事項

- (1) 定款第72条、第78条の規定により、当生協組合員および組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人になることはできません。代理できる総代の数は、第78条に基づき、10人までとします。また、代理権を証する証書の発行を受けなければ行使できません。
- (2) 議決権行使を代理人に委任する場合は、署名または記名・押印した委任状を代理人が通常総会の受付時に提出します。委任状と引き換えに代理権証書が付与され、代理人はそれによって議決権を行使することができます。

以 上